

# 所得税の確定申告と市・県民税の申告 申告は早めに最寄りの会場で



所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(月)から3月16日(月)まで行われます。申告会場は3月になると大変込み合いますので、早めに準備をしてなるべく2月中に申告してください。

## 市・県民税の申告と所得税の確定申告

会場	受付期日	受付時間
市役所6階中会議室	2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けし ません)	午前9時～正午 午後1時～5時
下総支所2階会議室	2月20日(金)・22日(日)、3月1日(日)・10日(火)・11日(水)	
大栄支所2階会議室	2月22日(日)・23日(月)、3月1日(日)・12日(木)・13日(金)	
保健福祉館	2月24日(火)	午前9時～正午 午後1時～3時
公津公民館	2月25日(水)	
八生公民館	2月26日(木)	
豊住公民館	2月27日(金)	
中郷公民館	3月 4日(水)	
久住公民館	3月 5日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月 6日(金)	

## 所得税確定申告 申告書作成会場はイオンホール

所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(月)から3月16日(月)まで行われます(土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けません)。成田税務署では、「確定申告書作成・相談会場」を3月16日までイオンモール成田2階のイオンホールに設置しています。受付時間は午前9時から午後5時までです。

この期間は、成田税務署内では確定申告の作成・相談は行いません。

るので注意してください。  
確定申告書の提出・納期限

○所得税・贈与税：3月16日(月)  
○個人消費税：3月31日(火)

申告会場は、3月になると大変込み合います。早めに準備をして、なるべく2月中に申告しましょう。

## 市・県民税申告 市役所と市内各地区の会場で

市・県民税の申告は、2月2日から受け付けを始めていますが、16日(月)からは受付会場が市役所6階中会議室となります。また、下総・大栄支所での受け付けは大幅に短縮されましたので注意して

## 下総・大栄地区の皆さんへ

# 受付日程の 確認

- 下総・大栄支所での申告受付期間が5日間に短縮されましたので、日程を確認の上、お越しくください。また、昨年まで行っていた地区(自治会)ごとの割り振りはありませんので、都合の良い日に最寄りの会場で申告してください。
- 支所窓口では、指定日以外の申告書の受け付けはできませんので、税務署の特設会場または市役所などの申告会場へお越しくください。申告書の記入が完了し、提出のみの人に限り支所窓口で受理します。
- 税務署の特設会場(イオンホール)は確定申告のみ取り扱います。市・県民税申告の提出はできませんので注意してください。

ください。そのほか市内各地区でも表(2ページ)の通り受け付けを行いますので利用してください。申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印などの準備をお願いします。混雑の状況によっては受付時間内であっても、受け付けを終了することがあります。この期間は所得税の確定申告も受け付けします。成田税務署が開設するイオンホールの「確定申告書作成・相談会場」と併せてご利用ください。

成田税務署特設会場で申告をしてください。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入・不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人
- 自書作成コーナーも

市役所や各地区の会場では、受付で番号札をお渡しします。順番が来るまでお待ちください。また、各会場には申告書の自書作成コーナーを設けています。ぜひご利用ください。

### 住民税の住宅ローン控除

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人は、税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

この減少分について、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することにより、平成21年度の市・県民税(住民税)の課税額(所得割)から控除を受けることができます。

「住民税の住宅ローン控除額」

は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

翌年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますので注意してください。

### 確定申告をする人

確定申告期限(3月16日(月)までに、住宅借入金等特別税額控除申告書を確定申告書とともに各申告会場へ提出してください。用紙は各申告会場に用意してあります。

### 給与所得で年末調整をしている人

確定申告期限(3月16日(月)までに、住宅借入金等特別税額控除申告書に源泉徴収票(原本)を添付して市役所税務課に提出してください。用紙は市税務課で配布しています。

### 寄附金控除が拡充

#### 控除対象寄附金の拡大

- 寄附金控除の対象となる団体が追加(住民福祉の増進に寄与するものとして、千葉県および成田市が条例で定めた団体)
- 所得控除方式から税額控除方式に変更
- 寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の25%から30%に引き上げ
- 寄附金控除の適用下限額が10万円から5千円に引き下げ
- 「ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金税制の見直し)」
- 「ふるさと納税」は「ふるさとに貢献・応援したい」などの気持ちを形にするため、都道府県や市区町村に対しての寄附金を個人住民税所得割から控除するものです。
- 控除額 都道府県や市区町村に対する寄附金で5千円を超える部分について、個人住民税の所得割のおおむね1割を限度とし、所得税と合わせて全額控除
- 対象 平成20年1月1日以降の寄附金
- 手続き 寄附金の受領証明書(領収書)を添付して確定申告

※くわしくは市税務課(☎2015113)へ。



3 広報なりた2009.2.15 ☎/市外局番の記載のないものは「0476」です